

公立大学法人化にあたっての基礎知識

○公立大学法人になぜ移行するのか？

少子化の影響などにより、年々厳しさを増す大学間競争の中で、都留市立の都留文科大学が、今後とも優秀な人材を育成するとともに、教員養成系大学として、その使命を十分に果たしていくためには、大学の活性化を図り、地域に貢献する魅力ある大学づくりを進める必要があります。

市では、こうした大学改革の取り組みをより加速させるため、平成21年4月からの都留文科大学の地方独立行政法人への移行を決定し、現在その準備を行っています。

○地方独立行政法人とは？

地方独立行政法人とは、住民の生活、地域社会及び地域経済の安定などの公共の見地からその地域において確実に実施されることが必要な事業であって、民間の主体にゆだねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるものと地方公共団体が認めるものを効率的かつ効果的に行わせることを目的として、地方公共団体が設立する団体のことです。

○中期目標はなぜ作成するのか？

地方公共団体が直接行っている事業のうち、特定の事業について、地方公共団体とは別の法人格を有する法人を設立し、透明で自律的、弾力的な運営を行わせる一方、適切な事後評価や見直しを行うことにより、事務の効率性や質の向上を図ることを狙いとしています。また、地方独立行政法人制度において、法人を設立する地方公共団体(都留市)は、当該法人の業務運営の目標(中期目標)について定め、法人へ指示することとなり、法人においては、当該中期目標を達成するための計画(中期計画)を作成することとなっています。

ご意見をお寄せください

公立大学法人 都留文科大学の中期目標(素案)に対する意見募集について ～パブリック・コメントを実施します～

市では、平成21年4月に公立大学法人へ移行する都留文科大学が、法人化後6年間に於いて達成すべき業務運営に関する目標(中期目標)の策定を進めています。そこで、中期目標の策定に向け広く市民の皆様から、次の要領でご意見の募集をします。よりよい目標になるように、市民の皆さんのご意見をお聞かせください。皆様からのご意見につきましては、中期目標策定の際の参考とさせていただきます。

意見の募集期間 12月11日(木)から平成21年1月9日(金)午後5時30分まで受け付けます。

意見の提出方法 次のいずれかの方法により政策形成課までご意見をお寄せください。

○直接提出

○郵送にて提出 〒402-8501 (住所不要) 都留市役所政策形成課

○FAX (45)5005(送付書を添付してください)

○電子メール seisakukeisei@city.tsuru.lg.jp

※様式は自由ですが、住所、氏名及び連絡先を必ず記入してください。記入がない場合は、受け付けできません。

公表の方法

市ホームページまたは次の場所において縦覧できます。

○行政管理課 法制・安全室(市役所地下1階)

○政策形成課(市役所2階)

○各地域コミュニティーセンター

○都留文科大学総務課

○市立図書館

※月曜日、12月26日(金)、12月29日(月)～平成21年1月3日(土)は除きます。

○都留文科大学附属図書館

※日曜日、祝日、12月27日(土)～平成21年1月4日(日)は除きます。

問合せ 政策形成課 政策担当

